

2024 年 5 月 15 日 全 7 頁

事業承継税制特例措置の申請期限延長

特例承継計画の提出期限が 2 年延長され、2026 年 3 月 31 日に

金融調査部 研究員 平石隆太

[要約]

- 2024 年度税制改正により、事業承継税制に係る特例承継計画の提出期限は 2 年間延長され、2026 年 3 月 31 日までとなった。本稿では、法人版事業承継税制について制度の概要や期限延長の背景について解説する。
- 事業承継税制は後継者が先代経営者から非上場株式等を贈与または相続によって取得した際に、贈与税・相続税の納税が猶予及び免除される制度である。2018 年度税制改正では、従来の「一般措置」に加え、事業承継をより集中的に進めるために、要件を大幅に緩和した時限的な「特例措置」が導入された。
- ただ、コロナ禍となった 2020 年度以降、特例措置の活用件数が減少している。経営環境の変化によって事業承継の検討が遅れているとされている。事業承継を集中的に進めるための措置という趣旨を踏まえ、特例承継計画の提出期限の延長が決まった。
- 特例承継計画の提出期限は 2 年間延長されたものの、事業承継税制の対象となる贈与・相続の期限は 2027 年 12 月 31 日のままであることに注意が必要である。事業承継税制の適用を受けるためには早期の対応が求められる。

1. はじめに

令和 6 年度税制改正大綱（以下、大綱¹）では、2024 年 3 月末までとされていた事業承継税制の特例承継計画の提出期限を 2 年間延長することが示された。大綱での記載に沿って「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則」が改正され、2024 年 4 月 1 日に施行されたことで、特例承継計画の提出期限は 2026 年 3 月 31 日となった。

そこで本稿では、事業承継税制の特例措置について概観した上で、本改正の背景と概要について解説する。なお、事業承継税制には個人事業者の事業用資産を対象とする「個人版事業承継税制」と会社の株式等を対象とする「法人版事業承継税制」が設けられているが、本稿においては法人版事業承継税制のみ概説する。

¹ 自由民主党・公明党「令和 6 年度税制改正大綱」（2023 年 12 月 14 日）

2. 事業承継税制の沿革・概要

2-1. 制度の趣旨・概要

事業承継税制は中小企業経営者の高齢化が進展することで生じる廃業やそれに伴う雇用の喪失に対応する趣旨で、2009 年度税制改正において創設された。一定の要件を満たした場合に、非上場の中小企業経営者が後継者へ株式等を贈与・相続する際の贈与税・相続税の納税が猶予・免除される制度である。その後、2013 年度税制改正、2017 年度税制改正で納税額や適用要件について改正が行われた²。さらに、2018 年度税制改正で事業承継税制の「特例措置」が創設された。特例措置は利用の促進を目的として、従来の措置から大幅に要件を緩和している。「特例措置」は時限措置であり、期限後は「一般措置」（特例措置を適用しない従来の措置）のみが残る予定となっている。2024 年度税制改正では「特例措置」を適用するための「特例承継計画の提出期限」が延長された（詳細は後述）。

事業承継税制が対象としているのは非上場の中小企業である。ここでの中小企業の定義は「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」及び同施行令によって以下のように定められている。

図表 1：対象となる中小企業の要件

業種	資本金または出資 または 常時使用する従業員の数
製造業・建設業・運輸業・その他の業種 ^(注1)	3億円以下
ゴム製品製造業 ^(注2)	900人以下
卸売業	1億円以下
サービス業 ^(注3)	5000万円以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下
旅館業	200人以下
小売業	50人以下

(注 1) 以下に挙げる業種を除く

(注 2) 自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

(注 3) ソフトウェア業・情報処理サービス業、旅館業を除く

(注 4) 資産保有型会社・資産運用型会社に該当する場合は対象外となる

(注 5) 「資本金または出資」「常時使用する従業員の数」の要件はいずれか 1 つを満たせば足りる

(出所) 法令より大和総研作成

事業承継税制の対象となる経営者及び後継者は図表 2 の通りである。経営者の要件の「代表権を有していたこと」については、代表権を有していたのが直近である必要はなく、過去に代表権を有した経験があれば足りる。後継者の要件では、贈与の日まで引き続き 3 年以上役員でなければならない点に注意が必要だ。現時点で役員ではない個人を後継者として株式等の贈与を行う場合には、対象者を役員に就任させ、その後引き続き 3 年以上役員でなければ事業承継税

² 改正の経緯や内容については、是枝俊悟・小林章子「[事業承継税制見直しは地方の活性化につながるか](#)」(『大和総研調査季報』 2018 年春季号 (Vol. 30) 掲載、pp. 36-49) を参照。

制を利用することができない。

なお、後述する特例措置では後継者を1人に限らず最大3人までとすることが可能になったため、要件が追加されている。

図表2：事業承継税制の対象となる経営者・後継者の要件

経営者要件 (贈与者、被相続人)	・ 贈与の事前、相続の開始前に代表権を有していたこと ・ 贈与、相続の直前に経営者と経営者と特別な関係がある者^(注)が有する議決権が過半数であること ・ 経営者が有する議決権が贈与者と特別な関係がある者^(注)が有する議決権を下回らないこと
後継者要件 (受贈者、相続人)	・ 贈与又は相続開始の時点で、後継者と後継者と特別な関係がある者^(注)が有する議決権が過半数であること ・ 後継者が有する議決権が後継者と特別な関係がある者^(注)が有する議決権を下回らないこと(後継者が1人の場合) ・ 総議決権の10%以上を保有し、他の後継者を除く後継者と特別な関係がある者^(注)の中で最も多くの議決権を有すること(後継者が2人又は3人の場合、後述する特例措置の場合のみ) 【贈与税】 ・ 贈与時に18歳以上であること ・ 贈与時に代表権を有し、贈与の日まで引き続き3年以上にわたって役員であること 【相続税】 ・ 相続開始の日の翌日から5カ月後に代表権を有していること ・ 相続開始時から相続税の申告書の提出期限まで取得した非上場株式等をすべて有していること

(注)「特別な関係にある者」とは、親族・事実上婚姻関係と同様の事情にある者・使用人などが当たる(出所) 法令より大和総研作成

2-2. 猶予された税額が免除される要件

事業承継税制はひとまず納税が「猶予」される制度であり、「免除」されるにはさらに条件を満たす必要がある。図表3に示したように、将来の納税が必要になるケースは多岐にわたる。

後継者の死亡時や次の後継者への贈与時まで会社の経営を継続した場合には、猶予税額は免除される。加えて、会社が倒産した場合にも猶予税額は免除となる。つまり、結果にかかわらず、会社の形態を守り事業を継続した場合には贈与税や相続税の猶予税額は免除される。

一方で、後継者が株式譲渡をした場合や会社を解散した場合には猶予税額の納税が必要となる。他にも、後継者が代表権を失った場合や合併による消滅といったコーポレートアクションが行われた場合にも納税が必要となる。つまり、会社が消滅した場合や後継者が経営を行っていない状態になった場合に納税猶予は解除される。

図表 3：猶予税額が免除・納税になる場合

免除	・ 後継者の死亡 ・ 次の後継者へ贈与 ・ 会社の倒産
納税が必要	・ 後継者が代表権を失った場合 ・ 後継者と後継者と特別な関係にある者の議決権の合計が過半数を割った場合 ・ 後継者と特別な関係にある者が後継者を上回る議決権を有した場合(後継者が筆頭株主でなくなった場合) ・ 後継者が事業承継税制適用対象の株式等を譲渡又は贈与した場合 ・ 会社が解散した場合 ・ 当該会社が資産保有型会社になった場合 ・ 会社の総収入金額が0になった場合 ・ 会社が資本金または資本準備金の減少を行った場合(欠損補填を除く) ・ 会社が合併により消滅した場合 ・ 会社が株式交換等により他の会社の完全子会社になった場合 等

(出所) 法令より大和総研作成

3. 「特例措置」と「一般措置」の違い

事業承継を集中的に進める必要性の下、2018年1月1日から2027年12月31日の間に行われた贈与・相続については、事業承継税制につき、「一般措置」より要件が緩和された「特例措置」が設けられている。一般措置と特例措置の違いを比較したものが次の図表4である。

図表 4：特例措置と一般措置の比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定	特例承継計画の提出 (2018年4月1日- 2026年3月31日まで) (2024年度税制改正により期限が2年間延長)	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2018年1月1日-2027年12月31日まで)	なし
対象株数	全株式	総株式数の3分の2まで
納税猶予割合	贈与税、相続税ともに100%	贈与税:100% 相続税:80%
雇用確保要件	大幅緩和(事実上課されない)	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
適用対象者	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
相続時精算課税の適用	受贈者が推定相続人や孫でない場合も適用可	受贈者が推定相続人か孫である場合に適用可
経営環境変化による減免制度	適用あり	適用なし

(出所) 中小企業庁「-経営承継円滑化法- 申請マニュアル【相続税、贈与税の納税猶予制度の特例】令和6年4月改訂版」(2024年4月1日)、法令をもとに大和総研作成

特例措置の適用を受けるためには、都道府県庁に特例承継計画を提出しなければならない。特例承継計画には、会社が後継者の氏名・事業承継の時期・承継後 5 年間の経営計画等を記載した上で、認定経営革新等支援機関³が所見を記載する。

一般措置では納税猶予の対象となる株式数が総株式数の最大 3 分の 2、猶予割合が贈与税の 100%、相続税の 80%⁴であるが、特例措置では全株式を対象に贈与税・相続税ともに 100%が猶予される。つまり、特例措置を用いれば事業承継時の税負担はゼロになる。

また、一般措置では雇用確保要件として、贈与税・相続税の申告期限の翌日から 5 年間は雇用を平均 8 割維持する必要がある。特例措置ではこの要件が大きく緩和され、雇用が 8 割未満となった場合でも、その理由等を記載した報告書を都道府県に提出すれば納税猶予は継続する。理由が経営状況の悪化である場合もしくは正当な理由と認められない場合であっても、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた旨が記載されていれば、納税義務は発生しない。事実上、特例措置を適用すれば雇用確保要件が課されていないものといえよう。

加えて、特例措置では対象とできる後継者が最大 3 人（一般措置では 1 人）とされており、より柔軟に後継者を選定することが可能となっている。また、特例措置を用いる場合、後継者が直系卑属でなくても相続時精算課税を利用できる。

経営環境変化による減免制度とは、贈与税・相続税の申告期限から 5 年後以降に、事業の継続が困難な一定の事由⁵が発生し、後継者が特例措置に係る非上場株式の譲渡等を行った場合に、納税額を譲渡等時の株価をもとに再計算できる制度である。通常であれば、事業承継税制に係る株式を譲渡した際には納税の猶予が終了し、事業承継時の株価に基づいた税額を納付しなければならない。減免制度を利用すれば、事業承継税制の適用を受けたものの、その後の事業環境が悪化し株式の売却を行い納税が必要になったときには、事業環境悪化を受けて下落した株価をもとに再計算した税額を納めれば足りる。

4. 期限延長の背景

次の図表 5 に示した通り、2018 年の特例措置の導入後に法人版事業承継税制の活用件数は大幅に増加した。導入時に 65-69 歳であった年齢層の経営者が 2022 年には約 3 割減少した。ただし、2020 年の事業承継税制の活用件数は 2019 年比で明確に減少し、その後は伸び悩んでいる。コロナ禍による急激な経営環境の変化等の要因で事業承継税制の検討が遅れていると考えられる。加えて、70 代以上の経営者の割合は依然として大きく、60 代の経営者の割合も特例措置の導入時と同規模となっている⁶。こうした状況等を踏まえ、中小企業の事業承継を促進するため、

³ 税理士、商工会、商工会議所等で構成される、中小企業に対して専門性が高い支援を行うための組織である。

⁴ 実質的な猶予税額は贈与税が約 66%（100%の 3 分の 2）、相続税が約 53%（80%の 3 分の 2）である。

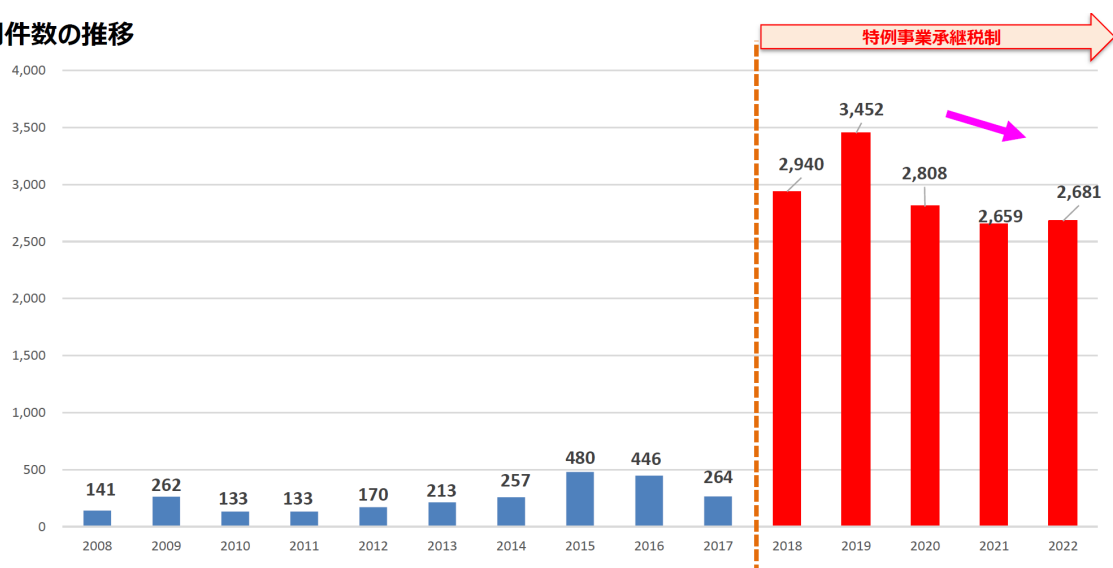
⁵ ①過去 3 事業年度のうち 2 事業年度以上が赤字、②過去 3 事業年度のうち 2 事業年度以上売上減などの場合、③有利子負債 ≥ 売上の 6 カ月分の場合、④類次業種の上場企業の株価を下回る場合、⑤心身の故障等により後継者による事業の継続が困難な場合、が該当する。

⁶ 経済産業省「[令和 6 年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】](#)」（2023 年 8 月 31 日）p. 30 参照

特例承継計画の提出期限を延長する必要性が指摘されていた。

図表 5：法人版事業承継税制の活用状況

●活用件数の推移

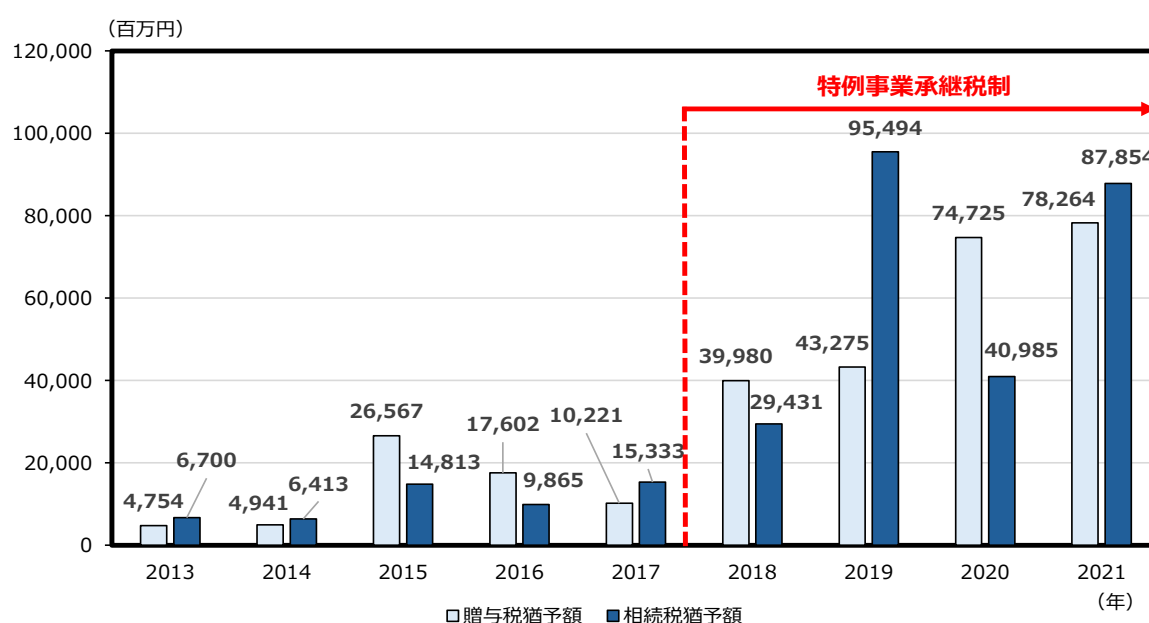


(注) 2017 年度以前は計画認定件数、2018 年度以降は特例承継計画申請件数をカウントしている

(出所) 経済産業省「令和 6 年度（2024 年度）経済産業関係 税制改正について」（2023 年 12 月 22 日）p. 19 より大和総研抜粋

一方で、図表 6 に示した通り、猶予税額で見ると贈与税はコロナ禍にあっても増加しており、相続税も 2020 年度は減少したものの 2021 年度は大きく回復している。件数が減少する中でも贈与税の猶予税額が増加しているため、より規模が大きい中小企業にも活用されているといえよう。

図表 6：事業承継税制による贈与税・相続税の猶予額



(注) 2018 年以後は特例措置による猶予税額のみを対象としている

(出所) 国税庁「統計年報」より大和総研作成

2024 年度税制改正ではコロナ禍による事業承継の遅れを考慮して、前掲図表 4 で示した特例承継計画の提出期限を 2024 年 3 月 31 日から 2026 年 3 月 31 日に 2 年間延長した。大綱において、中小企業経営者に対しては「適用期限が到来することを見据え、早期に事業承継に取り組むこと」、政府・関連団体に対しては「目的達成のため一層の支援体制の構築を図ること」(p. 18) を期待する旨が記載されている。

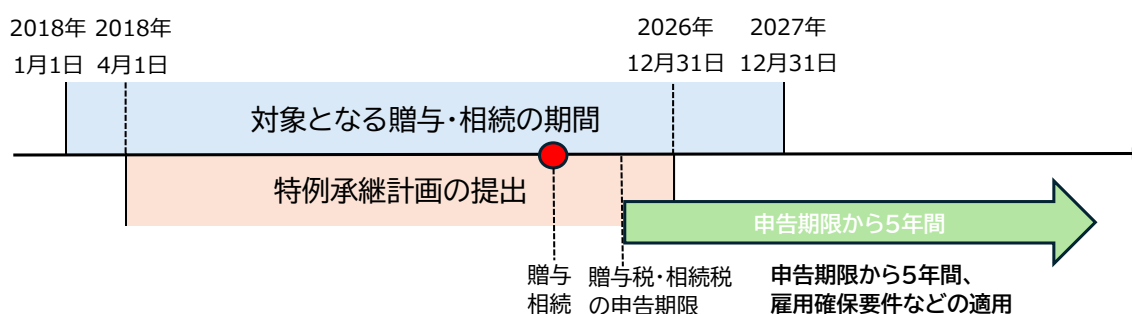
5. 今後の注意点

ここまで示したように特例承継計画の提出期限は 2 年間延長された一方で、事業承継税制の対象となる贈与・相続の期限は 2027 年 12 月 31 日で変更されていない。大綱においても、「贈与・相続時の税負担が生じない制度とするなど、極めて異例の時限措置としていることを踏まえ、令和 9 年 12 月末までの適用期限については今後とも延長を行わない」(p. 18) と記載されており、今後も期限が延長される見込みはない。現状では事業承継税制の特例措置を利用するのであれば、今回が最後の機会になるものと考えられる。

図表 2 に示したように、後継者には贈与時に 3 年間にわたって役員であるといった要件が存在するため、現在役員でない人物を後継者として贈与税の特例措置を利用するためには、2024 年 12 月 31 日までに役員として登記する必要がある。

事業承継税制が成長志向の中小企業に幅広く利用され、世代交代が進展することを期待したい。

図表 7：事業承継税制の時系列



(注 1) 原則、贈与税は贈与を受けた年の翌年の 2 月 1 日から 3 月 15 日までに納税する必要があり、贈与を受けた年の翌年の 3 月 15 日が申告期限となる

(注 2) 原則、相続税は被相続人の死亡を知った日(被相続人の死亡の日)の翌日から 10 カ月以内に納税する必要あり、例えば 1 月 6 日に被相続人が死亡した場合には、その年の 11 月 6 日が申告期限となる

(出所) 法令より大和総研作成